



2026年2月24日

各位

会社名 インフォメティス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 只野 太郎  
(コード番号：281A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 横溝 大介  
050-8882-9931 (IR 問い合わせ先番号)

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定に関する議案を、2026年3月27日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 改定の理由及び改定の内容

当社の取締役の報酬等の額は、2021年12月27日開催の臨時株主総会において、一事業年度あたり300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

また、2025年3月28日開催の第12期定時株主総会で、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をいただいております。

近年、事業環境や経済情勢が変化する中、経営の難易度が高まっており、取締役の役割及び責務が増大しております。また、当社の現状の収益水準及び今後の事業継続・成長に向けた資金需要を踏まえると、当社は、当面の間、事業活動に必要な現金資金の確保を重視した経営が求められており、役員報酬のあり方についても、当社の財務状況を踏まえながら検討していく必要があります。現金の支払いを伴うことなく支給することが可能である譲渡制限付株式を相応の規模で活用することにより、当社の現金資金への影響を抑えつつ、対象取締役に対する報酬としての実質的な水準を確保することが、当社の財務状況及び経営体制の双方の観点から合理的であると判断いたしました。このような状況のもと、これまでより一層、当社の企業価値の持続的な向上と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の内容を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

上記を踏まえ、譲渡制限付株式の割当てのための報酬の枠を拡充し、対象取締役に対して支給される譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の総額を一事業年度あたり60,000千円以内を150,000千円以内に改定し、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、現在、一事業年度あたり24,000株を上限としておりますが、一事業年度あたり60,000株を上限とすることに改定することといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、本株主総会で第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の内容は、以下のとおりであります。

##### ①譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

#### ②対象取締役に対して割当ての譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、現在一事業年度あたり24,000株を上限としておりますが、60,000株を上限とすることといたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

#### ③対象取締役に割当ての譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

##### 【本割当契約の内容の概要】

###### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

###### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当株式の払込期日同日を初日として1年から3年の間で当社取締役会が定める期間の末日が属する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「要在任期間」といいます。）、継続して、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、要在任期間の間に、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれから正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

###### （3）無償取得事由

対象取締役が、要在任期間の間に、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれから正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

###### （4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、要在任期間の間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

###### （5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

#### 4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

対象取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は一事業年度あたり 150,000 千円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は一事業年度あたり 60,000 株を上限としており、2026 年 1 月 31 日時点の発行済総数に対する希薄化率は 1.16%であり、本譲渡制限付株式の付与は相当であると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以上